



# 鳥取県公報

平成 20 年 6 月 27 日 (金)  
第 8 0 0 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等 の一部改正 (475) (指導管理課) . . . . . 2
	建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可 (476) (住宅政策課) . . . 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (477) (東部総合事務所県民局) . . . . . 3
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (東部総合事務所農林局) . . . . . 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (集中業務課) . . . . . 4
◇ 正 誤	平成20年 3 月18日付鳥取県公報第7974号中訂正 . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第 475 号

平成 14 年鳥取県告示第 206 号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

平成 20 年 6 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前								
<p>4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">取 扱 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">株式会社ゆうちょ銀行</td> <td style="vertical-align: top;">           1 県税以外の歳入金（中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。）の窓口収納に係る事務            2 県税の窓口収納に係る事務（中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。）            3 個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務         </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取 扱 事 務	株式会社ゆうちょ銀行	1 県税以外の歳入金（中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。）の窓口収納に係る事務 2 県税の窓口収納に係る事務（中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。） 3 個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務	<p>4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">取 扱 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">株式会社ゆうちょ銀行</td> <td style="vertical-align: top;">           1 県税の窓口収納に係る事務（中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。）            2 個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務         </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取 扱 事 務	株式会社ゆうちょ銀行	1 県税の窓口収納に係る事務（中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。） 2 個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務
名 称	取 扱 事 務								
株式会社ゆうちょ銀行	1 県税以外の歳入金（中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。）の窓口収納に係る事務 2 県税の窓口収納に係る事務（中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。） 3 個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務								
名 称	取 扱 事 務								
株式会社ゆうちょ銀行	1 県税の窓口収納に係る事務（中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。） 2 個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務								

## 鳥取県告示第 476 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 22 第 1 項の規定に基づき、指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地  
財団法人鳥取県建築住宅検査センター  
鳥取市田園町三丁目 375
- 2 増加した業務区域

米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

**鳥取県告示第 477 号**

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 8 月 13 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 27 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成 20 年 6 月 13 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さざなみ作業所
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
上紙 進
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市田島 814
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取大学附属特別支援学校に在籍する児童生徒及び卒業生を始めとする鳥取市及び周辺地域の障害児・者が、その生涯を通して楽しく心豊かな生活を実現するため、それぞれの特性や基礎能力を活かした職業能力の開発、生活をする上で基礎となる就労または研修環境を提供し、更に社会環境の整備並びに障害者及び保護者を始めとする関係者への本質的な支援活動に関する事業を実施し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

**公 告**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（昭和 17 年鳥取県条例第 96 号）第 16 条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 6 月 27 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		

財団法人鳥 取県建設技 術センター 理事長 奥田 啓一	倉吉市福 庭町二丁 目 23	鳥 取 市 国 府 町 三 代 寺 地 内	建 設 残 土 の 処 分 場 建 設	16.6076 ヘクター ル	14.7811 ヘクター ル	7.5114 ヘ クター ル	平成 20 年 6 月 2 日 から平成 27 年 12 月 28 日まで	平成 20 年 6 月 2 日
---	----------------------	--------------------------------	------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	--------------------

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

凍結防止剤散布車 3 台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 20 年 12 月 26 日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札によること。

契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入力し、又は記載すること。

### 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有するものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空類の車両に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 7 月 8 日（火）午後 5 時までに 4 の (1) の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 20 年 6 月 27 日（金）から同年 8 月 7 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措

置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

### 4 入札手続等

#### (1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

#### (2) 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成 20 年 6 月 27 日（金）から同年 7 月 18 日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=87361>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成 20 年 6 月 27 日（金）から同年 7 月 18 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (3) 入札説明会の日時及び場所

平成 20 年 7 月 4 日（金）午後 3 時

鳥取県庁第 3 会議室（鳥取県庁本庁舎地下）

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時等

##### ア 入札日時

平成 20 年 7 月 31 日（木）午前 11 時から同年 8 月 7 日（木）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 6 日（水）午後 5 時までとする。）

##### イ 開札日時

平成 20 年 8 月 7 日（木）午後 1 時

##### ウ 場所

(1)に同じ

### 5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 7 月 18 日（金）午後 5 時までに提出しなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の

提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

### (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 3 cryoprotectant scatter car

(2) July 18, 2008 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 7, 2008 Noon : Time-limit for submission of tenders

August 6, 2008 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice: Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する

平成 20 年 6 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達物品の名称及び数量

除雪ドーザ 2 台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 20 年 12 月 26 日 (金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札によること。

契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有するものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空類の車両に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 7 月 8 日（火）午後 5 時までに 4 の (1) の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 20 年 6 月 27 日（金）から同年 8 月 7 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成 20 年 6 月 27 日（金）から同年 7 月 18 日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=87360>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 20 年 6 月 27 日（金）から同年 7 月 18 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成 20 年 7 月 4 日 (金) 午後 2 時

鳥取県庁第 3 会議室 (鳥取県庁本庁舎地下)

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時等

ア 入札日時

平成 20 年 7 月 31 日 (木) 午前 11 時から同年 8 月 7 日 (木) 正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 6 日 (水) 午後 5 時までとする。)

イ 開札日時

平成 20 年 8 月 7 日 (木) 午後 1 時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 7 月 18 日 (金) 午後 5 時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計



規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 2 Snow removal dauzat

(2) July 18, 2008 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 7, 2008 Noon : Time-limit for submission of tenders

August 6, 2008 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice: Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433

正 誤

平成 20 年 3 月 18 日付鳥取県公報第 7974 号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 11 から 17 まで

誤	株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町郡家 636-5	八頭郡八頭町 篠波地内	真砂土の採取	3.6155 ヘクタール	6.2287 ヘクタール	6.2715 ヘクタール	平成20年 3月3日 から平成 23年3月 2日まで	平成 20 年 3月3日
---	---------------------------	-------------------	----------------	--------	-----------------	-----------------	-----------------	--	-----------------

正	株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町郡家 636-5	八頭郡八頭町 篠波地内	真砂土の採取	6.2715 ヘクタール	6.2287 ヘクタール	3.6155 ヘクタール	平成20年 3月3日 から平成 23年3月 2日まで	平成 20 年 3月3日
---	---------------------------	-------------------	----------------	--------	-----------------	-----------------	-----------------	--	-----------------